

(案)

「社会資本総合整備計画（都市再生整備計画事業）」
事後評価業務 業務仕様書

令和2年10月

札幌市市民文化局文化部文化振興課

業 務 仕 様 書

1 業務名

「社会資本総合整備計画（都市再生整備計画事業）」事後評価業務

2 業務の期間

契約締結の日から令和3年3月29日まで

3 業務の目的

この業務は、社会資本総合整備計画「持続可能な集約連携都市への再構築」について、「社会資本整備総合交付金交付要綱」（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）、「社会資本整備総合交付金に係る計画等について」（平成22年3月26日付け国官会第2318号国土交通事務次官通知）に基づく事後評価の実施にあたって、必要な調査を行うとともに、要素事業である都市再生整備計画事業（創世交流拠点・創成川以東地区）と一体的に事後評価を行うものである。

4 業務内容

(1) 都市再生整備計画の「目標を定量化する指標」の計測

ア 居住人口

都市再生整備計画エリア内の住民基本台帳（町名・条丁目別）から人口を算出する。

イ 歩行者交通量（平日昼間歩行者量）

北1条橋及び北2条橋において、創成川以東地区と創世交流拠点間を往来する平日昼間の歩行者交通量を調査する。調査時間は、朝夕のピーク時の交通量（通勤・通学目的）を除いた昼間の8時間（9：00～17：00）とし、調査日程は、別途委託者と協議により決定する。

ウ 歩行者交通量（休日歩行者量）

北1条橋及び北2条橋において、創成川以東地区と創世交流拠点間を往来する休日の歩行者交通量を調査する。調査時間は、休日昼間の12時間（7：00～19：00）とし、調査日程は、別途委託者と協議により決定する。

(2) 社会資本総合整備計画の「定量的指標」の計測（(1)で計測したものを除く）

ア 駐輪場整備台数

白石駅地下駐輪場整備及び創世交流拠点・創成川以東地区都市再生整備事業で整備した駐輪場整備台数を算出する。

イ 地下鉄白石駅の利用者数

札幌市が毎年発行している「札幌市の都市交通データブック」より算出する。

(3) 調査結果の分析及びとりまとめ

(1)、(2)の調査結果から「効果発現要因の整理」及び「今後のまちづくり方策」に関する分析を行い、とりまとめを行う。

- (4) 社会資本総合整備計画（都市再生整備計画事業）の事後評価に関する関係書類の作成
（1）～（3）の内容を基に、以下の様式について作成する。但し、協議によって委託者が不要と判断したものについては作成を要しない。
- ア 評価結果のまとめ（様式2-1）
 - イ 地区の概要（様式2-2）
 - ウ 成果の評価（添付様式1-①、1-②、2-①、2-②、2-参考記述）
 - エ 実施過程の評価（添付様式3-①、3-②、3-③）
 - オ 効果発現要因の整理（添付様式4-①、4-②、4-③）
 - カ 今後のまちづくり方策の作成（添付様式5-①、5-②、5-③、5-参考記述
5-④、添付様式6、6-参考記述）
 - キ 事後評価原案の公表（添付様式7）
 - ク 事後評価書（社会資本整備総合交付金システム登録用）

5 成果品

- 報告書 5部（両面印刷A4判）
- 電子データ 1式（CD-ROM格納）

6 特記事項

（成果品の著作権）

- (1) 成果品の著作権は、札幌市に帰属するものとする。また、成果品の作成に際しては、委託者、受託者双方協議の上、内容・形式を決定すること。

（疑義が生じた場合の対応）

- (2) 業務遂行にあたっては、委託者と受託者の連絡を密にして作業を進め、この仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして決定するものとする。

（資料等の貸与及び返還）

- (3) 業務遂行にあたって資料等の貸与を受けようとするときは、受託者はその旨を申し出て、貸与される資料等について借用書を提出すること。

- (4) 受託者は、業務が完了したときは、貸与された資料等について、ただちに返還するものとする。

（秘密保持）

- (5) 受託者は、業務上知り得た事項について外部に漏洩、または無断で第三者に提供してはならない。

（受託者の負担）

- (6) 本業務の遂行にあたって、下記項目に要する費用は全て受託者の負担とする。

- ① 受託者の不注意によって生じた費用
- ② 受託者が第三者に損害を与えた場合の費用

(環境負荷)

- (7) 本業務の履行に関しては、本市が認証を取得している環境マネジメントシステム（ISO14001）に準じ、環境負荷の低減に努めること。また、使用する紙類等は極力環境に配慮したものとする。